

電子登録債権

Q: 電子登録債権とは何ですか

A: 売掛金や手形とは異なる新しいタイプの金銭債権で、電子的な手段によって商取引などに伴う権利の発生や譲渡の手続きが処理されます。「手形をペーパーレス化した」イメージに近いでしょう。

現在、法務省、経済産業省、金融庁で検討が進められており、順調に進めば来年の通常国会に関連の法案が提出される見込みです。

Q: 電子登録債権が検討されることになった背景は何ですか

A: 中堅・中小企業の資金調達手段を多様化するためには、企業間の商取引によって発生する売掛債権（売掛金、手形）を活用しやすくすることが有効と考えられています。

売掛金など通常の債権（指名債権）には、譲渡対象とされた債権が実際には存在しないものであったり、二重に譲渡されたりするリスクがあるため、譲り受けの際に債権が本当に存在するのか、あるいは既に誰かが債権譲渡を受けていないか確認する必要があります。手形を利用する場合にも、印紙税や運搬・保管のためのコストがかかるほか、盗難や紛失のリスクが伴います。

電子登録債権の検討には、こうした既存の債権の欠点を克服することで、取引の安全を確保しつつ、債権の流動性を高めようとする狙いがあるのです。

Q: 具体的な仕組みを教えてください

A: 商取引を行うなどして債権が発生した場合に、管理機関にある電

子的な帳簿に発生登録を行うことにより「電子登録債権」が発生します。

債権を譲渡する場合には、譲渡登録を行うことにより権利が移転します。この際、債権を分割して一部のみ譲渡することも可能です。

最終的に支払いがなされれば電子登録債権は消滅し、支払等登録によってその事実が記録されます（図表）。

電子登録債権は指名債権や手形など既存の制度と並立するオプション的な制度であり、新たに電子登録債権を採用するかどうかは当事者が自由に決定できます。

Q: どのような活用が見込まれますか

A: 債権譲渡の安定性が向上することなどから、(1)一括決済方式、(2)手形に代わる決済手段、(3)融資の電子化（手形貸付に代わる利用方法）、(4)債権流動化、などの場面で活用されると考えられます。多様な主体にとって簡素で利用しやすい柔軟な制度とすることで、将来の新

しいビジネスモデルの展開や技術革新への対応も期待できるでしょう。

Q: 普及に向けた課題は何ですか

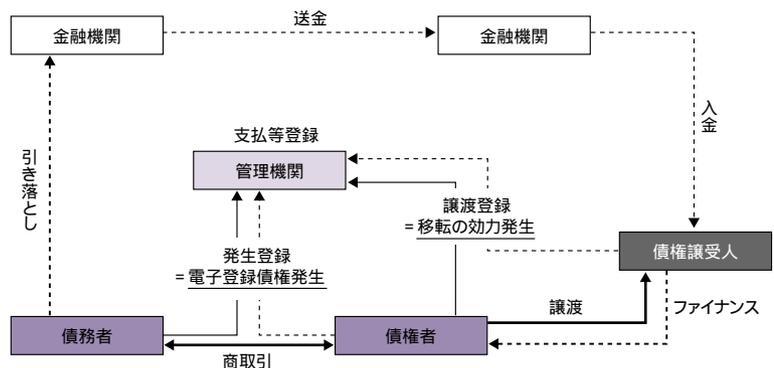
A: 電子登録債権が広く利用されるには、安心して制度を利用できるようにすることが必要です。そのためには、登録データの改ざんなどに備えた情報セキュリティの確保はもちろん、利用者が不測の損害を被ることのないよう利用者保護の枠組みを設けることも検討に値するでしょう。

同時に、利用者の負担を抑えるためインフラコストを低くすることも重要です。規制が過度にならないよう注意するとともに、制度参加者の創意工夫を促す余地のある枠組みとすることが望まれます。■

（注）本制度は現在検討中であり、電子登録債権、管理機関の用語は仮称です。

みずほ総合研究所 金融調査部
主任研究員 山本 均
hitoshi.yamamoto@mizuho-ri.co.jp

電子登録債権の仕組み



（注）支払等登録は、当事者の申請による場合と当事者の申請によらない場合、管理機関が送金手続を行う場合がある。

（資料）金融庁資料等をもとにみずほ総合研究所作成